平成２７年（フ）第１０２０６号
東京都板橋区大山西町25―３―206
債務者　梅本二三雄
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２０８号
東京都新宿区余丁町13―４―409
債務者　澤井素乃子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２１２号
東京都北区十条仲原３丁目２―７
債務者　塩田美由紀
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２１４号
東京都江戸川区江戸川６丁目32―24
債務者　高橋　真吾
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２１５号
東京都大田区上池台１丁目１―６―904
債務者　西村　慶子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２１６号
東京都台東区西浅草２丁目８―１―203
債務者　西下　健志
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２２１号
東京都大田区西六郷３丁目23―３
債務者　折居バレリーこと　オリイ　バレリー　イスカバー
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２２３号
東京都武蔵村山市学園１丁目70―21
債務者　杉本　哲二（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２２５号
東京都世田谷区給田３丁目１―10
債務者　渡部　裕二
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２２６号
東京都武蔵野市境南町３丁目23―10　ステージ境南２　205
債務者　宍戸　正実
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２２９号
東京都調布市小島町２丁目25―８―101
債務者　中山　孝仁
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２３６号
東京都足立区谷中１丁目22―11―308
債務者　渡邉　　亘
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２４０号
東京都杉並区天沼１丁目12―３―101
債務者　内村　雄太
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２４１号
東京都練馬区南大泉１丁目６―28　新光荘101
債務者　永井　顕範
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２４５号
東京都練馬区上石神井１丁目８―１―306
債務者　内ケ崎友子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部